

令和8年度  
島根県原子力防災訓練実施支援等業務委託  
受託者選定提案競技説明書

島根県防災部原子力安全対策課

令和8年度島根県原子力防災訓練実施支援等業務委託の受託者選定に係る提案競技については、次のとおりとする。

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

令和8年度島根県原子力防災訓練実施支援等業務委託

### (2) 委託業務の仕様

別添「令和8年度島根県原子力防災訓練実施支援等業務委託仕様書」による。

### (3) 委託期間

契約の日から令和9年3月31日（水）

### (4) 提案価格の上限額

総額 69,384,920 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

## 2 提案内容

### (1) 令和7年度の島根県原子力防災訓練に対する感想、課題・問題点 等

### (2) 令和8年度以降の島根県原子力防災訓練に係る企画提案 等

### (3) 業務実施体制（要員の配置予定、役割分担等）

### (4) 品質計画（品質管理体制、品質管理の具体的方策）

## 3 参加資格

提案競争に参加しようとする者は、次のすべての要件を満たすこと。

### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

### (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

### (3) 原子力防災訓練実施支援等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成26年島根県告示第412号）第5条の規定により入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

### (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

### (5) 次の事項に関する知見を有している者であること。

ア 原子力防災に関する最新の知見（過去3年以内）

イ 地域防災計画に関する最新の知見（過去3年以内）

ウ 平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所における事故シナリオに関する知見

エ 沸騰水型原子炉（BWR）プラントにおける過酷事故シナリオに関する知見（福島第一原発事故を除く）

オ 訓練の外部評価に関する知見（過去3年以内）

## 4 提案競技説明書等の配布期間、場所

### (1) 期間

令和8年4月23日（木）から5月11日（月）までの、閉庁日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分までの間（正午から午後1時までの間を除く。）

### (2) 場所

島根県松江市殿町1番地

島根県防災部原子力安全対策課 原子力防災対策室

ただし、希望する者には郵送する。

5 提案競技説明会  
開催しない

6 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次の書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加申込書（様式1）
- (2) 業務実績書（様式2）
- (3) 担当者届（様式3）
- (4) 提案書表紙（様式4）
- (5) 企画提案書

①次の事項を記載すること。なお、原則としてA4判の用紙を用い、各ページに番号をつけること。ただし、必要によりA3判の用紙を挿入することも可とする。

(ア) 過去の訓練に関する事項

令和7年度の島根県原子力防災訓練に対する感想、課題・問題点等を各年度の島根県原子力防災訓練の記録を確認の上、記載すること

(イ) 令和8年度以降の訓練に関する事項

令和8年度以降の中長期的（3～5年程度）な訓練方針・計画を示した上で、令和8年度訓練においてはどのように実施すべきか、訓練の具体的内容、実施する理由・ねらいを記載すること

(ウ) その他提案事項等

原子力防災訓練又は県の原子力防災に関することで提案事項等があれば記載すること

(エ) 実施体制

- ・実施体制（要員の配置予定、役割分担、再委託の予定等）
- ・主な配置予定要員の学歴・職歴・業務経歴・手持ち業務の状況

(オ) 品質計画

- ・品質管理体制  
業務に対する品質を確保するための十分な体制が構築され、作業実施部署は品質管理部署と独立していること。また、実施責任体制が明確となっていること。
- ・品質管理の具体的方策

②提案された内容等に関して、電話又は電子メールによる確認等を行う場合があるので対応すること。

- (6) 見積書（様式5）

7 提案書類の提出方法、提出先、提出期間等

(1) 提出方法

持参又は郵送に限る。

(2) 提出部数

6の(1)から(4)及び(6)の書類については1部、6の(5)の書類については10部とする。

(3) 提出期限

令和8年5月13日（水）午後5時必着とする。

(4) 提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県防災部原子力安全対策課 原子力防災対策室

電 話 0852-22-5667

ファクシミリ 0852-22-5600

## 8 提案競技にかかる質問書

### (1) 提出方法

質問は、期限までに文書（様式6）により提出すること（ファクシミリ、電子メールによる提出も可とする。ただし、その場合においては送信後電話により着信を確認すること。）。

### (2) 提出期限

令和8年5月8日（金）午後5時必着

### (3) 質問に対する回答

令和8年5月11日（月）までにファクシミリ又は電子メールにより通知する。なお、回答については提案競技説明書受領者全員に対して同様の内容を通知する。

### (4) 提出先

郵送及びファクシミリ 7の（4）に同じ

電子メール gen-an@pref.shimane.lg.jp

## 9 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、郵送にて通知する。

## 10 業務受託者の選定方法

(1) 「令和8年度島根県原子力防災訓練実施支援等業務委託提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において、次の評価基準により厳正な審査を行い、業務受託者の選定を行う。

(2) 審査要綱については、別途定める。

(3) 評価項目については、次のとおりとする。

訓練に関する事項	①過去訓練に関する分析力 ②令和8年度以降の訓練に関する提案内容の的確性等
業務の実施体制	③要員配置等の妥当性
会社の業務実績	④業務の実績

(4) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき各審査委員が評点を行い、各審査委員の評価点を合計して、総得点を算出する。

(5) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について、審査委員会によるヒアリング及び提案競技参加者によるプレゼンテーション（補足説明）を行う。

(6) ヒアリング及びプレゼンテーションの実施日時及び場所（テレビ会議を予定）は提案競技参加者に別途通知する。

(7) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(8) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

## 11 契約

### (1) 契約相手方

審査委員会を選定した者（以下「業務委託予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第二号の規定により、随意契約を行う。

### (2) 契約金額

業務委託予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

### (3) 前金払

前金払は行わない。

### (4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### (5) その他の契約条項

業務委託予定者と協議の上、定める。

## 12 その他の留意事項

- (1) 提案競技参加にかかる経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提案競技及び契約の手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の問い合わせ、書類の追加及び修正には原則として応じない。
- (4) 提出された書類の返却は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (6) 企画提案書の審査は、提案された内容に基づき行うが、採用決定後、企画提案内容をそのまま委託するとは限らない。

## 13 問い合わせ先

7の(4)に同じ。

## 14 添付書類

- (1) 提案競技参加申込書(様式1)
- (2) 実績書(様式2)
- (3) 担当者届(様式3)
- (4) 提案書表紙(様式4)
- (5) 見積書(様式5)
- (6) 質問票(様式6)
- (7) 令和8年度島根県原子力防災訓練実施支援等業務委託仕様書
- (8) 委託契約書(案)
- (9) 令和7年度島根県原子力防災訓練の記録